

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年3月8日

さいたま地方法務局本庄出張所 登記官 江本 雅人
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0328-2022-0020 号	児玉郡上里町大字金久保字松原 6 8 5 番
第 0328-2022-0021 号	児玉郡上里町大字金久保字松原 7 0 0 番